

## 学生の消防団入団促進広報業務 仕様書（案）

長野県危機管理部消防課

この仕様書は、長野県（以下、「委託者」という。）が行う、学生の消防団入団促進広報業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

学生の消防団入団促進広報業務

### 2 目的

消防団は社会環境の変化などに伴い、団員の減少が続いており団員の確保が大きな課題となっている。将来の消防団の担い手として期待される学生や若者を対象に、地域になくってはならない消防団の存在や役割を知ってもらうため、消防団の活動内容や魅力を紹介する動画を制作するとともに、若い世代が多く利用するSNS等での広報を実施する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和6年2月26日（月）まで

### 4 業務内容

#### （1）動画制作業務

ア 学生等、若い世代に対して、消防団への理解促進や入団への意欲が湧くような企画内容とすること。

イ 動画を1本以上制作すること。

なお、動画の再生時間及び制作本数は、上記2目的を実現することを踏まえた提案による。

また、4（2）動画による広報業務において運用可能な時間、本数とすること。

ウ 人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。

なお、撮影に際し、使用料、出演料等の費用が発生した場合は、受託者の負担とする。

また、消防団への撮影協力が必要な場合、依頼、調整等は消防課が行う。

エ モニターやプロジェクターでの視聴機会を予定しているため、高画質モニター、PC、モバイル等での視聴に対応できるフォーマットとすること。

オ 撮影した映像の加工、編集、音楽・音声・ナレーションの付加、テロップの付加等の編集作業を行うこと。

カ 完成までに3回程度、内容確認及び修正指示の機会を設けること。

## (2) 動画による広報業務

ア 4(1) 動画制作業務で制作した動画を活用した、学生等、若い世代に向けた広報を企画・実施すること。

イ 広報の実施は、委託期間の間で一定の視聴が期待できる期間を設定すること。

ウ SNS等を用いた場合の広報の表示対象者は以下のとおりとすること。

- ・対象者範囲：長野県全域
- ・年齢層：10代後半～20代（主に高校生、大学生等が含まれる年代とする）

エ SNS等を企画する場合は、受託者が用意したアカウントを使用すること。

オ 受託者は、契約期間内において、動画が流れる時間帯や1日の表示回数の設定等を行い、効果的な広報を行うこと。

## 5 留意事項

### (1) 再委託

受託者は、本業務を遂行するにあたり、本業務の全部を一括して再委託してはならない。本業務の一部を再委託するときは、委託者の承認を得ること。

### (2) 著作権

ア 受託者が本仕様書に基づいて作成したすべての制作物の著作権は委託者に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うこと。

イ 本業務制作物等にかかる権利は、受託者が従来権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。また別途肖像権や著作権の費用や手続きがなくとも、委託者が加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合を除き、受託者

は留保される権利について、委託者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

(3) 守秘義務

ア 委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取り扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行うこと。

イ 長野県個人情報保護条例に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。

(4) 業務実施上の条件

委託契約金額には、交通費、通信費、事務消耗品等、業務に係る必要な経費の一切を含むものとする。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定するものとする。

## 6 成果品

- (1) 動画制作業務で制作した動画を収録したDVD 2枚
- (2) 動画による広報業務の実績報告書